

(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

(介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号に基づいて、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要（介護保険事業を行う法人全体のご説明）

事業者の名称	医療法人文誠会
主たる事務所の所在地	宮崎県日南市南郷町中村乙 2101 番地
代表者名	理事長 内村 好克
電話番号	0987-64-0305

〔法人施設・事業〕

介護保険事業	
医療保険事業	
委託事業	
その他事業	

2. 事業所の概要（医療法人 文誠会 なんごう病院 事業所についてのご説明）

事務所の名称	医療法人文誠会 なんごう病院 通所リハビリテーション事業所
指定番号	04-011111
所在地	宮崎県日南市南郷町中村乙 2101 番地
電話番号	0987-64-0305
建物及び居室	専有スペース (28.33 m ²)

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	生活に障害のある方や障害を持つおそれのある方とそのご家族が自立した生活を取り戻し、安定した在宅生活を送れるようお手伝いさせていただくことを目的としています。
運営の方針	1 通所リハビリテーションは、要介護状態又は要支援状態等の心身の特性を踏まえてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう医療・看護・介護・リハビリテーション・食事・送迎・入浴・相談援助の提供、介護方法・機器の紹介などを行う。 2 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 利用定員

(介護予防) 通所リハビリテーションの利用定員は、8 名と定めています。

5. 事業所の職員体制

(介護予防) 通所リハビリテーションの従業者の職種及び員数は次の通りとなり、必要職については法令の定める通りです。

職種	人員
医師	1 名
理学療法士	2 名（内専任 1 名）
作業療法士	0 名
看護師	1 名
事務職員	1 名
支援相談員	1 名

6. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで	営業時間	14：00～16：00
休業日	国民の祝日（振替代休を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）		

7. 対象者

介護保険被保険者証をお持ちで、要支援 1・2、要介護 1～5 に認定された方

8. 利用料

総単位数×地域単価×1割（または2割・3割）＝自己負担額
【地域単価は1単位＝10円（その他地域）】

① － 1：要支援 1・2 の場合の介護保険該当利用料／1 月につき

介護度	単位	利用料金 （1割負担）	利用料金 （2割負担）	利用料金 （3割負担）
要支援 1	2,268	2,268 円	4,536	6,804
要支援 2	4,228	4,228 円	8,456	12,684

① - 2：要介護1～5の場合の介護保険該当利用料／1日につき

介護度	1時間～2時間コース			
	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
1	369	369 円	738 円	1,107 円
2	398	398 円	796 円	1,194 円
3	429	429 円	858 円	1,287 円
4	458	458 円	916 円	1,374 円
5	491	491 円	982 円	1,473 円

加算項目	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110 円	110 円	220 円	330 円

※提供サービスの介護保険の適用に受けていない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

② 通常のサービス実施地域

③交通費 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

実施地域を越えてから、1kmあたり10円+消費税の往復分

③ その他（保険外利用分）オムツ代、日常生活上かかる費用、レクリエーション材料費、はお知らせした上で、別途いただくことがあります。

9.（介護予防）通所リハビリテーションサービス

- ① 当事業所では、通所リハビリテーションサービスの提供にあたる医師などの従業者が、診療又は運動機能検査等をもとに、共同して利用者の心身の状況、御希望及びその置かれている環境にあわせて、リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所リハビリテーション計画を作成します。
- ② この通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。
- ③ このサービスの提供にあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ④ サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。
- ⑤ サービスの提供にあたっては、常に病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し、適切なサービスを提供するように致します。

- ⑥ 当事業所では、個別リハビリテーションを行う際には、担当の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が話し合いリハビリテーション実施計画を作成します。
- ⑦ このリハビリテーション実施計画は、居宅サービス計画および通所リハビリテーション計画に沿って作成するものとします。

10. 非常災害対策

- ① 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。
- ② 防火管理者には、事業所管理者とは別に定めます。
- ③ 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- ④ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- ⑤ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- ⑥ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務を遂行します。
- ⑦ 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - (一) 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
 - (二) 利用者を含めた総合避難訓練-年1回以上
 - (三) 非常災害用設備の使用方法的徹底-随時
- ⑧ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

11. 事故発生時の対応

- ・利用者に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- ・利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

12. 施設の利用に当たっての留意事項

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・喫煙について、全館禁煙とします。
- ・火気の手扱いについて、ライター・マッチ等は持ち込み禁止とします。
- ・設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用すること。これに反した利用による破損等の際、利用者に弁償義務が生じる場合があります。
- ・所持品・備品等の持ち込みについて、管理は利用者の責務とします。
- ・金銭・貴重品の管理について、多額の金銭や高額な貴金属は持ち込み禁止とする。その他は原則として利用者管理とし、施設での管理は行いません。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止です。
- ・差し入れについて、食べ物・飲み物何れも原則として禁止です。

13. 苦情相談窓口

なんごう病院 事務長 水筑貴幸	

14. 協力医療機関

利用者の主治医又はなんごう病院に連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名 所属医療機関名 所在地 電話番号	
医療法人文誠会 なんごう病院	院長名 所在地 電話番号 診療科 入院設備 救急指定の有無	川添浩史 宮崎県日南市南郷町中村乙 2101 番地 0987-64-0305 整形外科 有（80 床） 無
	院長名 所在地 電話番号 診療科 入院設備 救急指定の有無	
緊急連絡先	氏名 続柄 住所 電話番号 昼間の連絡先 夜間の連絡先	

この重要事項説明書は、説明と同意の確認のために 2 通作成し、利用者と事業者が各々署名押印して 1 通ずつ保有します。利用期間中はいつでも確認できるところでの保管をお願いいたします（なお、署名押印は契約書に一括して行います）。